

## 選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項で準用する第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）は、次のとおりである。

平成25年3月4日

山形県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員長 細谷伸夫



選挙権を有する者の50分の1の数 19,096人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万から80万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 219,348人

広域連合議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）

選挙区名	直接請求に必要な選挙権を有する者の数
第1区（村山地区）	143,335人
第2区（最上地区）	22,960人
第3区（置賜地区）	61,194人
第4区（庄内地区）	80,772人